

令和2年度

林野庁助成事業

過剰木材在庫利用緊急対策事業について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、林業・木材産業においては、中国への丸太輸出の停滞、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での木材需要の減少やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、事業者の事業継続に影響が生じています。輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するため公共施設等における木材利用を支援します。

1.対象となる施設(裏面参照)

- ①公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設
(学校、幼稚園、保育所、図書館、博物館、老人ホーム、病院、体育館、休憩所、集会場、駅等)
- ②公共の用に供する場に設置される外構
(公園等の塀や柵、デッキ、遊具等)
- ③災害対策基本法に基づく指定公共機関の施設

2.支援水準

工務店等の施工者が木材を活用する際の経費について支援(公募要領参照)

3.助成金額の例

- ・構造材 延床面積に 39,000円以内/㎡
- ・内装材 内装材利用面積に 12,000円以内/㎡
- ・外構材 外構利用延長に 17,500円以内/m を乗じた金額等

事業申請締切

令和2年

10/30
(金)

助成金申請締切

令和3年

2/26
(金)

詳細は、一般社団法人全国木材組合連合会のウェブサイトにて

過剰木材

検索

<https://mokuzai-zaiko.jp/>

お問い合わせ先 鳥取県木材協同組合連合会

電話0858-71-0524
FAX0858-71-0529

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象となる公共建築物等	建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象となる公共建築物等
一戸建ての住宅	×	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	×
長屋	×	ホテル又は旅館	○(※)
共同住宅	×	自動車教習所	○
寄宿舎	×	畜舎	×
下宿	×	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	×
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○(※)(※)	日用品の販売を主たる目的とする店舗	○(※)
幼稚園	○	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそる写真その他の物品販売を行うものを除く)	○(※)
小学校	○	飲食店(次項に掲げるものを除く)	○(※)
義務教育学校	○	食堂又は喫茶店	○(※)
中学校、高等学校又は中等教育学校	○	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○(※)
特別支援学校	○	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○(※)
大学又は高等専門学校	○	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く)	○(※)
専修学校	○	事務所	○(※)
各種学校	○	映画スタジオ又はテレビスタジオ	×
幼保連携型認定こども園	○	自動車庫車庫	○(※)
図書館その他これに類するもの	○	自転車駐り場	○(※)
博物館その他これに類するもの	○	倉庫業を営む倉庫	○(※)
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	倉庫業を営まない倉庫	○(※)
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○	劇場、映画館又は演芸場	×
保育所その他これに類するもの	○	観覧場	×
助産所	○	公会堂又は集会場	○
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く)	○	展示場	○(※)
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	○(※)	料理店	×
診療所(患者の収容施設のあるものに限り)	○	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	×
診療所(患者の収容施設のないものに限り)	○	ダンスホール	×
病院	○	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×
巡査派出所	○(※)	卸売市場	○(※)
公衆電話所	○(※)	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○(※)
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	○(※)	その他	○(※)
地方公共団体の支庁又は支所	○(※)		
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○		
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○(※)		
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○(※)		
工場(自動車修理工場を除く)	○(※)		
自動車修理工場	○(※)		
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○(※)		
ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○		
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	○		

注1:「○」は対象、「×」は対象外とする 注2:「※」が付してあるものは、住居部分は対象外とする

注3:「※」が付してあるものは、地方自治体又は災害対策基本法に基づく指定公共機関が整備する場合に限る

なお、外構材については、上記公共建築物等に附帯して設置される工作物及び公園・道路など、公共の用に供する場所に設置される工作物に使用されるものとする